A close-up photograph of rice stalks with green leaves and golden-brown panicles, set against a clear blue sky with light clouds. The rice is in the foreground, slightly out of focus, while the background shows more rice plants stretching into the distance.

令和5年度

経営所得 安定対策の概要

南あわじ市農業再生協議会

南あわじ市

あわじ島農業協同組合

目 次

1 . 令和5年度の経営所得安定対策の主なポイント	P 1
2 . 県協議会からの生産目安と令和5年産主食用米の作付計画の比較	P 2
3 . 令和5年産主食用米の生産目安 参考情報	P 3
4 . 水田活用の直接支払交付金	P 4~P 5
5 . 地力増進作物と地域特産野菜による二毛作助成	P 6
6 . 玉葱べと病対策加算	P 7
7 . レタスビッグベイン病防除対策加算	P 8~P 9
8 . 戦略作物等への加算	P 10
9 . 耕畜連携助成	P 11
10 . 兵庫県段階の産地交付金	P 12~P 13
11 . 米の収入減少緩和対策（ナラシ対策）	P 14
12 . 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	P 15
13 . 集落営農の組織化と法人化	P 16
14 . 水田活用の直接支払交付金に関するよくある質問	P 17

令和5年度の経営所得安定対策の主なポイント

ポイント1 需要に応じた米づくりの推進

平成30年産から主食用米の生産数量目標が廃止されていますが、令和5年産についても前年同様に兵庫県農業活性化協議会から「主食用米の生産目安」が提示されています。

※米の直接支払交付金は平成30年度から廃止されています。

生産数量目標は廃止されましたが、需要に応じた米生産は重要であることから前年同様に主食用米に代わる作物として期待される新規需要米や麦、大豆、飼料作物への支援は継続されています。

単価についても前年度と同じ設定になっています。(P4を参照)

ポイント2 産地交付金の設定

産地交付金についても前年同様に設定されています。

○県の産地交付金のポイント

取組内容については、令和4年度とほぼ同じものとなる予定です。ただし、助成単価については未定です。(令和5年2月10日現在)

新規

○市の産地交付金のポイント

① 需給調整米穀への加算として飼料用米(SGS用稲)のメニューが新設されました。(P10参照)

② 米粉用米専用品種加算のメニューが新設されました。(P10参照)

新規

③ 交付対象水田は県設定とは異なります。

産地交付金の対象となるのは、転作水田(戦略作物裏を除く)となっています。

例：主食用米の裏作、WCS用稲の裏作で野菜を作付け、出荷しても野菜に対する産地交付金は、交付対象外となります。

ポイント3 交付対象水田の除外

令和4年度～令和8年度の5年間に於いて一度も水を張っていない水田については、原則、令和9年度から交付対象水田から除外されることとなっています。

水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とします。※

※ 現在(令和5年2月10日現在)以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす等のルール化が検討されています。

- ① 湛水管理を1か月以上行う。
- ② 連作障害による収量低下が発生していない。

県協議会からの生産目安と令和5年産主食用米の作付計画の比較

令和5年産

県協議会が示す南あわじ市の生産目安 7,333ト

生産目安の面積換算数値 1,452ha…①

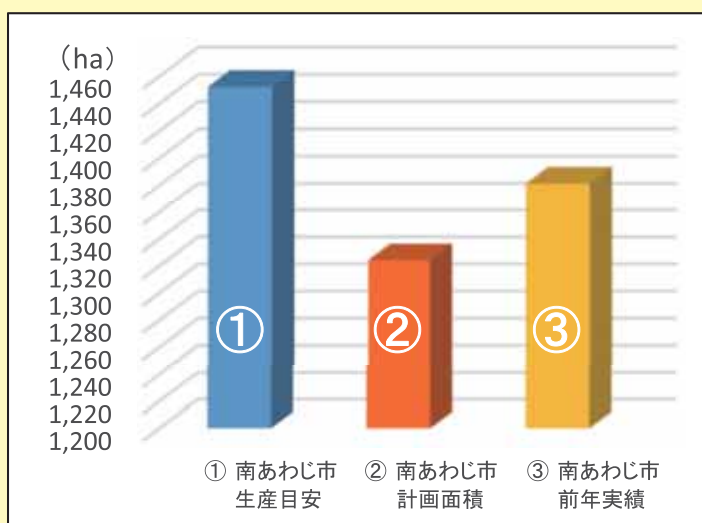
※ 生産目安とは兵庫県産米の需要に応じた生産が推進できるように
県協議会が示す米の作付判断の参考となる数値です。
平成29年度までの生産数量目標ではありません。

R5年産南あわじ市主食用米作付計画面積 1,324ha…②

(R4年12月に実施の作付計画面積の調査結果)

(参考)

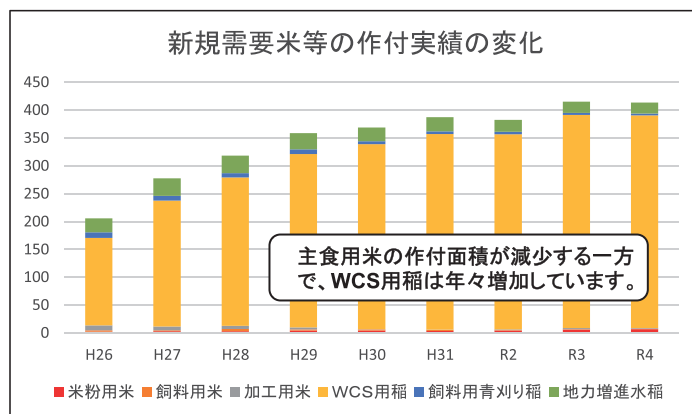
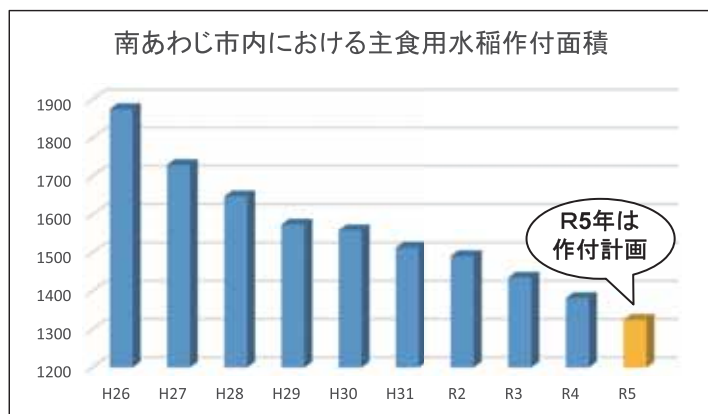
R4年南あわじ市主食用米作付実績面積 1,381ha…③



左図は、県協議会が示す生産目安と令和4年12月に実施した作付計画調査の結果を比較したものです。

県協議会が示す主食用水稻の生産目安面積よりR5年の計画面積が下回っています。

主食用米の作付面積が減少しているため、生産目安を目標に、作付けを確保しましょう！

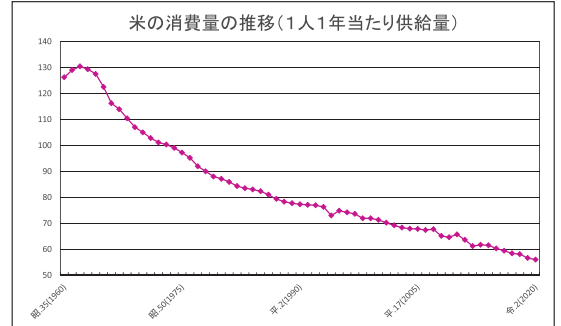
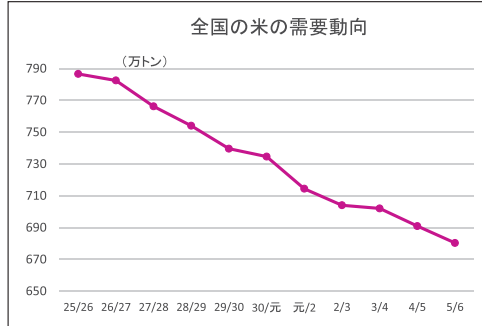


令和5年産主食用米の生産目安 参考情報

◎ 全国の米の需要動向

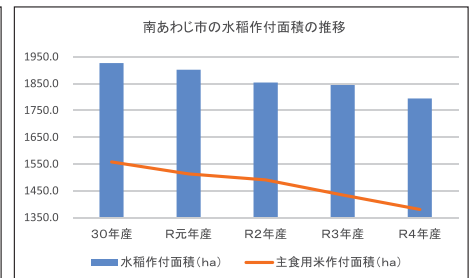
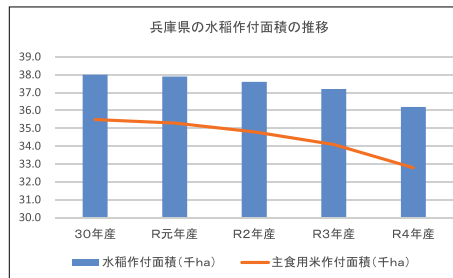
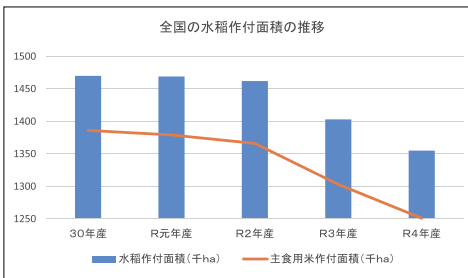
(単位:万トン)

年	需要量
25/26	786.6
26/27	782.5
27/28	766.2
28/29	754
29/30	739.6
30/元	734.6
元/2	714.4
2/3	704.0
3/4	702
4/5	690.9 推計値
5/6	680.3 推計値



全国の米の需要動向については、年々減少しており、3/4年では702万トンとなっており、25/26年と比較すると84.6万トンの減少となっています。
国民一人当たりの米の消費量も昭和40年と比較して約半分以下(122kg⇒56kg)となっています。

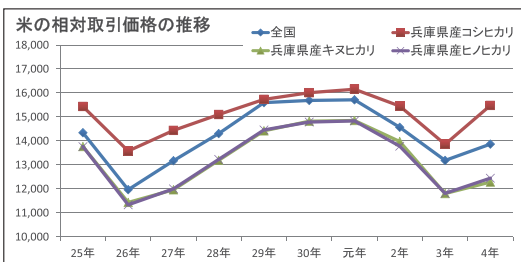
◎ 全国と兵庫県、南あわじ市の水稲作付面積の推移の比較



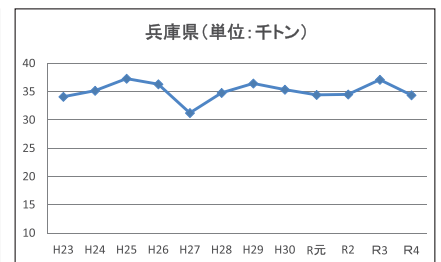
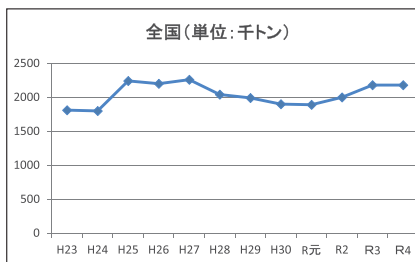
令和4年産の作付面積は、全国、兵庫県ともに前年から減少しました。
10aあたりの予想収穫量は、全国では8月上旬からの大雨と日照不足等により前年比減でしたが、兵庫県ではおおむね天候に恵まれ、病害虫の発生も一部地域に限定され前年比増となりました。結果、収穫量は、全国では前年比減となっていますが、兵庫県では前年比増となっています。

◎ 米価の推移と米の在庫量

【米価の推移】



【米の民間在庫量の推移】



(円/60kgあたり)

	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	元年産	2年産	3年産	4年産
全銘柄平均	11,967	13,175	14,307	15,595	15,688	15,716	14,567	13,188	13,867
兵庫県産コシヒカリ	13,580	14,439	15,102	15,734	16,013	16,158	15,452	13,859	15,478
兵庫県産キヌヒカリ	11,437	11,961	13,190	14,419	14,823	14,852	13,977	11,804	12,285

※ 4年産については、出回り～4年11月の平均価格

平成26年産以降、米価は上昇傾向でしたが、令和2、3年産は前年比減で推移し、令和4年産については全国・兵庫県ともに前年比増となっています。

全国段階の在庫は、近年の増加傾向から、令和4年6月末時点では横ばいとなったものの、在庫は、国が価格安定の目安としている200万トンを上回っています。なお兵庫県の在庫については、前年比減で推移しています。

水田活用の直接支払交付金

水田で、WCS用稲、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食糧自給率・自給力の向上を図ります。

① 戦略作物・・・国が単価等を設定します。

対象作物	交付単価	備考
麦、大豆	35,000円/10a	畑作物の直接支払交付金については個別にご相談下さい。
飼料作物	35,000円/10a	自家利用計画書や飼料供給協定書等が必要です。
WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)	80,000円/10a	新規需要米取組計画書の提出が必要です。
加工用米	20,000円/10a	契約数量の出荷が条件となります。
飼料用米、米粉用米	数量払い	契約相手は自分で探す必要があります。

② 産地交付金・・・国から配分される資金枠の範囲で県協議会や市協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できます。

※野菜等については、出荷したことが確認できる書類が必要です。

市段階

使 途		交付単価	備考
高収益作物助成（野菜、花き、果樹） 野菜については、玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワーを除く）		6,000円/10a	出荷確認等ができる書類が必要です。
地域特産野菜助成 （玉葱、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワー）		10,000円/10a	出荷確認等ができる書類が必要です。
地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成		12,000円/10a	P 6を参照
担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成		17,000円/10a	P 6を参照
玉葱べと病対策加算		2,000円/10a	P 7を参照
レタスビッグバイン病防除対策（太陽熱消毒・カラシナ）		10,000円/10a	P 8～P 9を参照
需給調整米穀加算	米粉用米	20,000円/10a	P 10を参照
	飼料用米（SGS用稲）	13,000円/10a	P 10を参照
需給調整米穀専用品種加算（米粉用米）		3,000円/10a	P 10を参照
飼料作物の土地利用集積加算		23,000円/10a	P 10を参照
みどり戦略導入加算		5,000円/10a	P 10を参照
耕畜連携助成		10,000円/10a	P 11を参照

変更点：需給調整米穀加算の対象米穀に「SGS用稲」を追加。

追 加：需給調整米穀専用品種加算は、米粉用米の多収性品種の導入により3,000円/10aを加算！

※ 飼料用米は県産地交付金でも措置される見込み

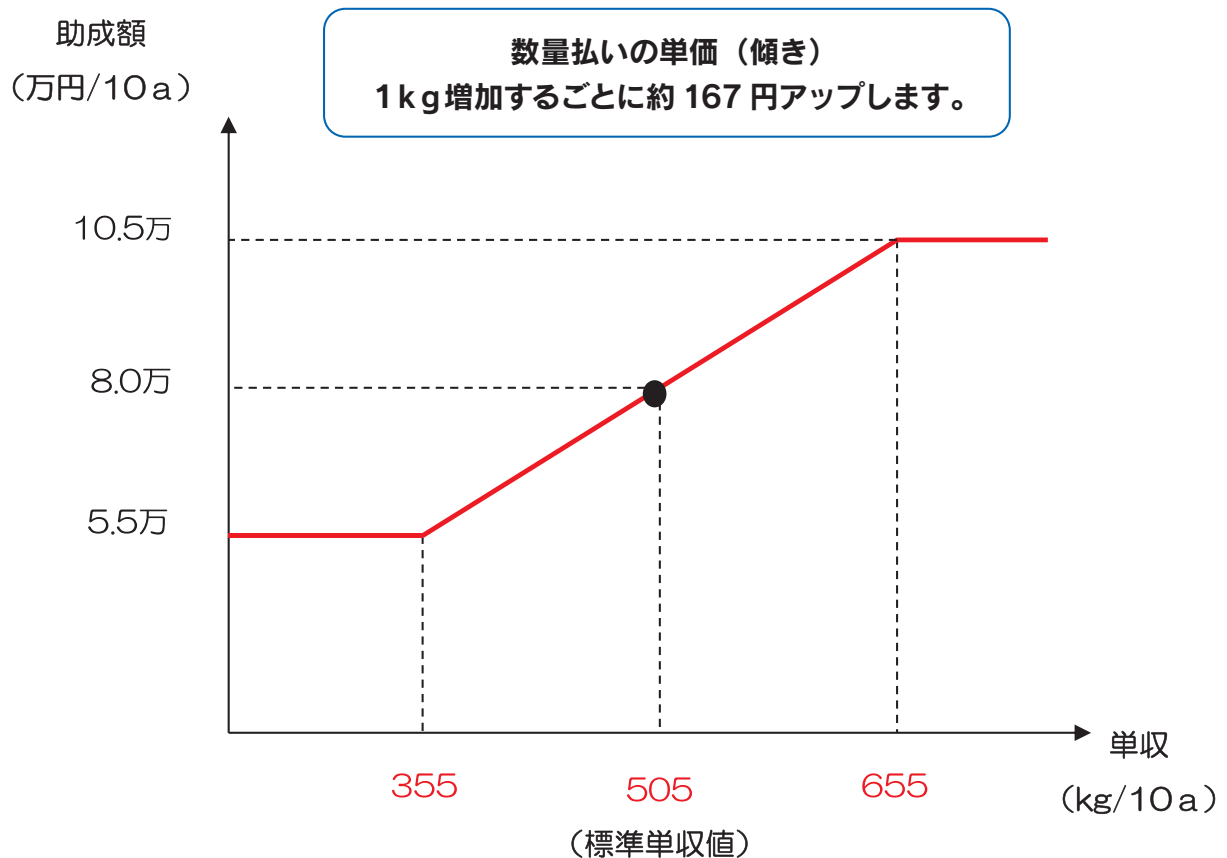
※ SGS用稲：収穫した籾を破砕機で砕き、フレコンバックに入れて発酵させる飼料になる水稻のこと。戦略作物の新規需要米に位置付けられます。

単価等については変更になる可能性があります。

飼料用米と米粉用米の数量助成

収量に応じて55,000円～105,000円/10aが交付されます。

市の標準単収値である505kg/10aの場合、80,000円/10aになります。これを基準に+150kgの単収をあげると105,000円/10aとなります。標準単収値よりも下がると80,000円/10aから単価が下がっていきます。



※飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。

令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円（5.5万円～7.5万円/10a）となります。

農産物検査又は農産物検査によらない手法（ふるい目や水分含有量率等を明記した販売伝票などによる確認）により数量の確認を受けていることが条件となっております。（別途、規定様式による数量報告書及び農産物検査結果通知書の写し等、確認書類の提出が必要です。）

地力増進作物と地域特産野菜による二毛作助成

【助成単価】：① 17,000円/10a（認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置付けられた中心経営体）
② 12,000円/10a（上記以外の農業者）

【対象作物】：たまねぎ、レタス類、白菜、キャベツ類、ブロッコリー、カリフラワー

【助成要件】：地力増進作物作付け前または作付け後に出荷作物を作付けする。

認定農業者等が①の単価で取り組む場合は、取組面積が30a以上であること。

※高収益作物助成、地域特産野菜助成、玉葱べと病対策加算、レタスビッグベイン病防除対策加算とは重複不可。

例1



【5月頃に玉葱を収穫し、出荷】



【(地)ソルゴーのすきこみ】



【11月頃、玉葱の定植】

例2



【(地)ソルゴーのすきこみ】



【秋冬期にキャベツを収穫し、出荷】

上記のような取組みで、二毛作助成の対象となります。

例3



【水張水田】



【秋冬期にレタスを収穫し、出荷】

上記のような取組では、二毛作助成の対象になりません。レタスの交付金のみとなります。

※ 地力+野菜の二毛作助成に取り組むためには、以下のように営農計画書に記載する必要があります。

農 業 者 記 入 欄														営 農 情 報			
耕地 番号	分 筆 番 号	作 期	地名・地番	本 地 面 積 a	前年品種 前年水稲 引受面積 a	水 (引受) 稲 作 面 積 a	転 作 面 積 a	転 作 等 作 物 名 水 稲 品 種 名	出 荷 販 売 目 的	収 量 等 級	多 収 品 種 作 業 受 託 該 当	水 田 機 能 等 喪 失	転 換 年 月 直 有 栽 減 収 % 植 栽 年 月		裏作物 (春期収穫)	裏作物 (秋冬期定植)	
															作物等名	面積	作物等名
1	1		ミミアワジ 100	20	5		20	5	(地) ソルゴー	○					出 たまねぎ 20 a 5	出 たまねぎ 20 a 5	
2	1		ミミアワジ 101	10	5		10	5	(地) ソルゴー	○						出 レタス 10 a 5	

玉葱べと病対策加算

【助成単価】：2,000円/10a

【対象作物】：たまねぎ

【助成要件】：玉葱収穫後に水張りを実施し、玉葱を定植すること。

※水稲やソルゴーなどを作付けた水田は対象外となります。

※高収益作物助成、地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成、担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成とは重複不可。

べと病の特徴



◆越年罹病株（全身感染株、1次感染株）（2～4月）

- ・主に苗床で土壌感染し、本田で発病。
- ・生育が悪く、葉が湾曲・黄化する。
- ・全体に灰色のカビが発生。
- ・10aに3本発生すれば、圃場全体に蔓延するだけの胞子を作るので、見つけ次第抜き取ることが非常に重要！！



15℃程度で曇雨天が続くと感染・発病しやすい！



◆2次感染株（3～5月）

- ・葉身上に小判型で黄色い病斑を形成。
- ・病斑上に白～灰色のカビを発生。
- ・カビの生存期間は、1～7日と短いですが大量に形成（5万個/㎡）し、飛散させる。

水張りについて



- ・たまねぎ圃場（苗床・本圃）を、作付け前に水張りすることで、べと病菌（卵孢子）の滅菌効果が期待できる。
- ・水張りは30日以上行う。水張り期間が長いほど、滅菌効果が高まる。
- ・苗床の水張りの場合はバスアミド微粒剤施用による除草対策等の苗床準備にむけ、8月初旬以降、圃場を干し上げる。

※ 玉葱べと病対策加算に取り組むためには、以下のように営農計画書に記載する必要があります。

農 業 者 記 入 欄														営 農 情 報			
耕地 番号	分 筆 号	作 期	地名・地番	本 地 面 積 a	前年品種 前年水稲 引受面積 a	水 稲 作 付 積 a	転 作 面 積 a	転 作 等 作 物 名 水 稲 品 種 名	出 荷 販 売 目 的	収 量 等 級	作 業 受 託 該 当	多 収 品 種 水 田 機 能 等 喪 失 水 田 機 能 等 喪 失	転 換 年 月 植 栽 年 月		直 有 栽 減 収 %	裏作物 (春期収穫)	裏作物 (秋冬期定植)
																作物等名	面積
1	1		ミミアワジ 100	20	5			20	5	水張り	○					(出) たまねぎ 20 ^a 5	(出) たまねぎ 20 ^a 5
2	1		ミミアワジ 101	10	5			10	5	水張り	○					(出) たまねぎ 10 ^a 5	(出) たまねぎ 20 ^a 5

レタスビッグベイン病防除対策加算（太陽熱消毒）

【助成単価】：10,000円/10a

【対象作物】：レタス類

- 【助成要件】：① 7月30日までに防除対策実施計画書を提出すること。
 ② 8月31日までにマルチの被覆作業を完了すること。
 ③ 実施後にレタス類を出荷すること。

※高収益作物助成、地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成、担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成とは重複不可。

太陽熱消毒によるビッグベイン病防除対策



8月31日までに無孔の黒マルチを被覆



レタス類収穫・出荷

太陽熱消毒の手順

- ① 基肥を施用し、畝立・マルチ張りを行う。
（マルチは無孔の黒マルチを使用する）
- ② 谷水灌水し、マルチの裾の土壌を湿らせる。
- ③ 高温期に40日以上マルチを張ることで効果が高まる。

※ 豪雨が予想されるときは20メートルに1か所穴をあけ、畝の中の空気が抜けるようにする。

※ ビッグベイン病防除対策加算（太陽熱消毒）に取り組むためには、以下のように営農計画書に記載する必要があります。

農業者記入欄														営農情報			
耕地番号	分筆番号	作物期	地名・地番	本地面積	前年品種 前年水稲引受面積	水稲引受面積	転作面積	転作等積	水稲品種名 転作等作物名	出荷販売目的	収量等級	作業受託該当	多収品種 水田機能等喪失 耕畜連携		転換年月 直有栽 減収%	裏作物 (春期収穫) 作物等名 面積	裏作物 (秋冬期定植) 作物等名 面積
1	1		ミヤマワジ 100	20	5			20	5	マルチ	○					② レタス 20	5

レタスビッグベイン病防除対策加算（カラシナ）

【助成単価】：10,000円/10a

【対象作物】：レタス類

- 【助成要件】：
- ① 6月1日までに防除対策実施計画書を提出すること。
 - ② カラシナの作付状況及びすき込み後の**写真**を提出すること。
 - ③ 実施後にレタス類を出荷すること。

※高収益作物助成、地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成、担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成とは重複不可。

カラシナを活用したビッグベイン病防除対策



4～5月中旬播種



開花初期～満開期にすきこむ
(30日以上の水張りが望ましい)



レタス類収穫・出荷

緑肥用カラシナの活用について

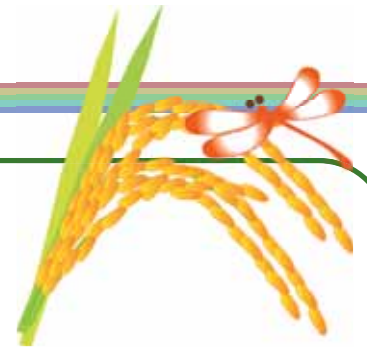
- ① 緑肥用カラシナを切断し土壤にすき込むと、「アリルイソチオシアネート」（殺菌成分）が生成され、**殺菌効果が発現**します。
- ② 南あわじ市内での現地試験の結果、**耐病性品種の利用**や、**定植後の薬剤灌注と組み合わせると、防除効果をさらに高める**ことが確認されました。
- ③ コナガ・キスジノミハムシが発生しやすいため、**周辺にキャベツ等のアブラナ科作物があるほ場では作付けを控えて下さい。**



※ ビッグベイン病防除対策加算（カラシナ）に取り組むためには、以下のように営農計画書に記載する必要があります。

農 業 者 記 入 欄													営 農 情 報								
耕地 番号	分 筆 番号	作 期	地名・地番	本 地 面 積	前年品種	水 稲 引 受 面 積	水 稲 作 付 積	転 作 等 積	転 作 等 積	水 稲 品 種 名	出 荷 販 売 目 的	収 量 等 級		作 業 受 託 該 当	多 収 品 種 耕 畜 連 携	水 田 機 能 等 喪 失	転 換 年 月	直 有 栽 減 収 %	裏作物 (春期収穫)	裏作物 (秋冬期定植)	
					前年水稲 引受面積								作 物 等 名						作 物 等 名		
1	1		ミヤマワジ 100	20	5			20	5	カラシナ	○										㊤ レタス
				a	a																20 a 5

戦略作物等への加算



【取組名】：需給調整米穀への加算

【助成単価】：①20,000円/10a ②13,000円/10a

【対象作物】：①米粉用米、②飼料用米（SGS用稲）

【加算対象】：認定農業者、認定新規就農者、「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体

【加算要件】：10a以上の作付面積であること。
市内実需者との契約生産を行うこと。

【取組名】：米粉用米専用品種加算

【対象作物】：米粉用米

【助成単価】：3,000円/10a

【加算要件】：多収性品種である「あきだわら」を作付けすること。

【取組名】：飼料作物の土地利用集積加算

【助成単価】：23,000円/10a

【対象作物】：飼料作物（WCS用稲を除く）

【加算対象】：認定農業者、認定新規就農者、「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体または、これら担い手の集積に協力する農業者



【加算要件】：

【交付要件】 認定農業者	以下の条件のいずれかを満たす。 ○1ha以上ですべての主要作業 ○作業受託0.5ha以上を含む1.5ha以上で2つ以上の主要作業
【交付要件】 集落営農	以下の条件のいずれかを満たす。 ○作業受託2ha以上を含む10ha以上で2つ以上の主要作業 ○作業受託1ha以上を含む5ha以上で全主要作業
※主要作業	a 耕起・整地 b は種・育苗・移植 c 収穫 d 乾燥・調整

【取組名】：みどり戦略導入加算

【助成単価】：5,000円/10a

【対象作物】：認証を受けた野菜

【加算対象】：ひょうご安心ブランド認証取得者、エコファーマー認定者

【加算要件】：エコファーマー認定証の写し、兵庫県認証食品認証書の写し（団体に認証を受けている場合は団体の構成員がわかる資料）の提出



耕畜連携助成

飼料作物を生産する耕種農家と利用する畜産農家が密接に連携し、
予め両者間で取り決めた計画に基づき行う取組みに対して助成します。

【助成単価】：10,000円/10a

○ 資源循環の取組

- 利用供給協定に基づき、飼料作物の作付けをしている水田で生産された飼料作物を給与された家畜の排せつ物から生産した堆肥であること。
- たい肥を散布する水田が、たい肥を散布する者の自己経営地でないこと。
- ほ場への堆肥散布量は、2トン/10a以上であること。



【提出書類等】

- ・ 利用供給協定書（明細書も含む）、堆肥散布後の写真（田の全体を映した写真）
写真の提出は堆肥散布後、速やかに提出してください。

※ 交付対象は耕種農家となります。
写真の提出のない場合は交付対象外となります。

令和5年産 水田活用の直接支払交付金(産地交付金) 県段階

現在、以下の内容で県段階の産地交付金を設定すべく国と協議しており、今後、内容に修正が入る可能性があることについて、ご注意ください。(令和5年2月1日時点)。



- 【助成単価】 **未定** / 10a 以内 (参考R4当初 10,000円/10a以内)
- 【対象者】 加工用米を生産する農業者等
- 【対象面積】 加工用米を作付けた面積
- 【留意点】 下記に掲げる取組を1つ以上行っている必要があります。
①種子更新を行っているもの ②県内の加工業者と契約を締結しているもの
③加工用米の作付面積が1.0*ha以上
※特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2とする。
④兵庫県認証食品の認証を受けているもの



- 【助成単価】 **未定** / 10a 以内 (参考R4当初 12,000円/10a以内)
- 【対象者】 加工用米を生産する農業者等
- 【対象面積】 加工用米を作付けた面積のうち、複数年(3年以上)契約に取組む面積
- 【留意点】 3年以上の複数年契約の取組を対象



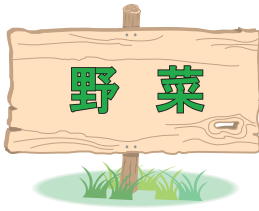
- 【助成単価】 **未定** / 10a 以内 (参考R4当初 7,000円/10a以内)
- 【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること 等
- 【対象面積】 飼料用米を作付けた面積
- 【留意点】 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷・販売を行う取組であること



- 【助成単価】 **未定** / 10a 以内 (参考R4当初 3,000円/10a以内)
- 【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること 等
- 【対象面積】 飼料用米の作付面積のうち、多収品種の導入に取組む面積
- 【留意点】 多収品種を導入し、飼料用米の作付に取組むこと



- 【助成単価】 **未定** / 10a 以内 (参考R4当初 5,000円/10a以内)
- 【対象者】 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること
- 【対象面積】 輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積
- 【留意点】 輸出向け日本酒の原料用米は対象外



【助成単価】 **未定** / 10a 以内 (参考R4当初 3,000円/10a以内)

【対象者】 農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者

【対象面積】 野菜の作付面積(施設：2.5a以上、露地：10a以上)

国段階で予定されている取組



【助成単価】 **20,000円**/10a 以内 (※基幹作のみ)

【対象者】 そば・なたね・新市場開拓用米を生産する農業者等

【対象面積】 そば・なたね・新市場開拓用米を作付けた面積



【助成単価】 **10,000円**/10a 以内

【対象者】 複数年(3年以上)契約により、新市場開拓用米の生産に取り組む農業者等

【対象面積】 複数年(3年以上)契約により、新市場開拓用米を作付けた面積

この資料に掲載された取組の他に、地域(市町)段階で設定される産地交付金の対象となる場合もあります。

産地交付金の内容に関するお問合せ先

兵庫県農林水産部農業経営課集落農業活性化班
経営構造対策担当 (078-362-3409(直通))

米の収入減少緩和対策（ナラシ対策）

米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度です。

【加入対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。

出荷・販売の対象数量（農産物検査3等以上又は当該等級に相当するもの）を報告する必要があります。
平成27年度から規模要件が廃止され、認定農業者であればどなたでも加入できるようになりました。
また、補てん後の積立金の残額は翌年度へ繰り越しされるため、掛け捨てとはなりません。

【交付単価】

当年産の米の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍が上限です。



【ナラシ対策】のイメージ



運用見直しに伴う手続きの変更点

需要に応じた米生産を後押しするため、令和4年産から、ナラシ対策の対象作物である米について具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補填の対象となります。

【変更点①】

米を生産予定の農業者は、6月末までの加入申請の際、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要となります。

【変更点②】

積立金の納付期限は7月31日から8月31日になります。

詳細については近畿農政局兵庫県拠点まで問合せください。（078-331-9951）

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対し、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。

【対象者】：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件なし）

※ 集落営農については共同販売経理を実施していること。

【数量払】生産量と品質に応じて交付

小麦の場合

(円/60kg)

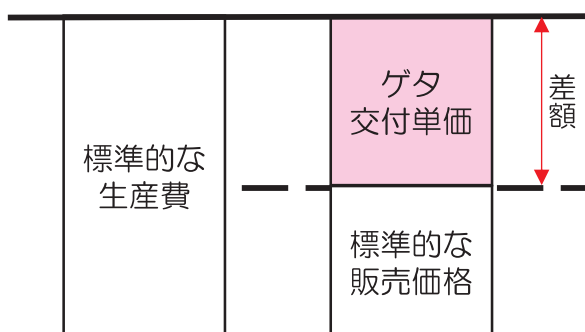
品質区分（等級）		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	免税事業者向け	8,270円	7,770円	7,620円	7,560円	7,110円	6,610円	6,460円	6,400円
	課税事業者向け	7,860円	7,360円	7,210円	7,150円	6,700円	6,200円	6,050円	5,990円
上記以外	免税事業者向け	5,970円	5,470円	5,320円	5,260円	4,810円	4,310円	4,160円	4,100円
	課税事業者向け	5,560円	5,060円	4,910円	4,850円	4,400円	3,900円	3,750円	3,690円

【面積払】当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

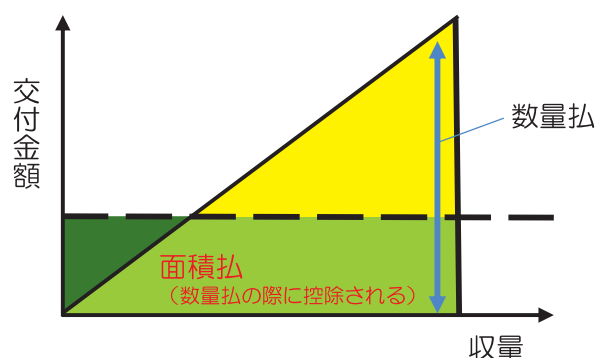
※ 対象作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

20,000円/10a

交付単価のイメージ



数量払と面積払との関係



消費税負担分に対応した交付単価の設定と免税事業者の確認

- 消費税の免税事業者・課税事業者それぞれについて別々の交付単価を設定しています。
- 免税事業者であることの確認をするために、加入申請時に、免税事業者であることを自ら証明する仕組みとして、前々年の確定申告書を提出することとなっています。
なお、資料を提出することができない場合には、課税事業者の単価が適用されます。

集落営農の組織化と法人化

集落営農のメリット

経営所得安定対策（米の収入減少緩和対策）に加入できるとともに、次のようなメリットがあります。

1. 構成員の能力・体力に応じた役割分担が可能となり、**作業の効率化**が進みます。
2. 次の取組により**コスト低減**が図られます。
 - 機械の共同利用や作業の共同化
 - 種苗、肥料、農薬の一括購入

集落営農を組織するためには

- Step 1 近隣の方々と集落営農の立ち上げについて話し合います。
- Step 2 市役所等へ相談します。
- Step 3 組織の運営方法等について話し合い、規約を作成します。
- Step 4 設立総会を開催します。

法人化のメリット

集落営農を**将来にわたり安定的に運営**していくためには、**法人化することが重要**です。法人化することで、次のようなメリットがあり、それを活かして**積極的な経営展開を図る**ことができます。

① 農地の安定的な利用が可能

- 農地の権利を取得することができ、より安定的な農地利用が可能となります。

② 役員の権限が明確化

- 経営発展のための判断が素早く行えるようになります。

③ 取引信用力が向上

- 対外的な信用力が高まることによって、融資や出資などを受けやすくなります。

④ 新たな人材の確保

- 新たな人材の雇用が可能となり、組織の継続性を確保することができます。

法人化を支援します

定款の作成や登記申請手続などの費用がかかることから、集落営農・複数個別経営の法人化に対して国の農業経営法人化支援総合事業により、定額助成が受けられます。

【助成単価】 25万円（定額）

※ ただし、兵庫県農業経営法人化推進協議会が実施する「農業経営者サポート事業」により、経営相談等を行っていることが要件となります。

水田活用の直接支払交付金に関するよくある質問

1, 玉葱を春に収穫し冬に定植する場合の記入方法は？

⇒春作と秋冬作の両方に玉葱と記入してください。

玉葱の場合（秋冬期定植）にしか記載がないと本年度については交付対象になりません。

農 業 者 記 入 欄																		
耕地 番号	分 筆 番号	作 期	地名・地番	本 地 面 積 a	前年品種 前年水稲 引受面積 a	水 稲 （ 引 受 ） 面 積 a	転 作 等 積 a	水稲品種名 転作等作物名	出 荷 販 売 目 的	収 量 等 級	作 業 受 託 該 当	多 収 品 種 耕 畜 連 携	水 田 機 能 等 喪 失	直 有 栽 減 収 % 植 栽 年 月	裏作物 (春期収穫)	裏作物 (秋冬期定植)		
															作物等名	作物等名		
1	1		ミナワヅ 100	20	5		20	5	(地) ソルゴー	○					(出) たまねぎ	(出) たまねぎ		
															20	5	20	5

2, 地力増進作物を作付けし、裏作でキャベツを作付けして出荷した場合受けられる産地交付金は「高収益作物助成」、「地域特産野菜助成」、「地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」ですか？

⇒受けられるのは「地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」のみです。

認定農業者等担い手の場合は「担い手による地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」です。（担い手の単価で取組む場合は30a以上取組む必要があります。）

3, 水稲を作付けした裏作で野菜を作付けした場合交付対象となりますか？

⇒基本的には交付対象外となります。認定農業者等担い手の場合は県の産地交付金の対象となります。

4, 地力増進作物を作付けし、玉葱を作付け出荷する場合、「玉葱ベと病対策加算」と「地力増進作物と地域特産野菜の二毛作助成」を同時に受けることはできますか？

⇒どちらか片方のみとなります。

5, WCSの圃場は取組計画書提出後変更できますか？

⇒変更はできません。申請圃場に間違いがないか提出までにご確認ください。

提出書類について

(1) ご提出いただく書類

書類の名称	対象者	提出時期
経営所得安定対策交付金交付申請書（青い用紙）	申請者全員	4月
令和5年度 営農計画書	全員	4月
経営所得安定対策交付金振込口座届出書	新規加入者 振込口座を変更したい方	4月

(2) 今後、必要に応じてご提出いただく書類等（必要に応じて該当者に発行します。）

書類の名称	対象者	提出時期 (予定)
飼料作物供給契約書	無畜農家で飼料作物を作付ける方	7月
飼料作物の自家利用計画書	有畜農家で飼料作物を作付ける方	7月
飼料作物作業日誌（赤い用紙）	有畜農家で飼料作物を作付ける方	12月
レタスビッグベイン病防除対策実施計画書（太陽熱）	左記取組者	7月
レタスビッグベイン病防除対策実施計画書（カラシナ）	左記取組者	6月
地力増進作業日誌	地力作物を作付け、裏作に野菜を作付けする方	6月
水田活用の交付要件報告書（出荷報告：薄緑の用紙）	出荷野菜等がある方	12月
新規需要米取組計画書（WCS用稲、米粉用米等）	新規需要米を作付ける方	6月末まで
新規需要米集出荷報告書	新規需要米を作付ける方	12月20日まで
耕畜連携助成の利用供給協定書	該当する方	9月中旬
耕畜連携助成の取組写真	該当する方	12月末まで
飼料作物の土地利用集積加算関係書類	左記に取り組む有畜農家	10月
主食用水稲作付計画調査票（青い用紙）	過去3年以内に主食用米を作付けした実績のある方	12月末まで

上記以外にも別途書類が必要になる場合があります。

上記の提出時期はあくまで目安ですので、変更する場合があります。

お問合せ

南あわじ市農業再生協議会

南あわじ市役所 農林振興課 ☎ 0799-43-5223
あわじ島農業協同組合 営農課 ☎ 0799-42-5211